

税務署から指摘を受けやすい 名義預金と対策方法



名義預金

(1) 名義預金

名義預金とは、自身の名前ではなく、親族などの名義を借りて預金口座を作ることをいいます。

よくあるのは、親が子のために子供名義の口座を作り、親がその子供名義の預金に預けて貯金したケースです。この場合、名義は子供ですが、実態は親が管理して貯めたものなので、「親の財産」となります。

(2) 名義預金の「判定のポイント」と「対策方法」

① お金を出したのは誰？

親が子供名義の口座に預けた場合、名義預金と判断される可能性があります。

② 通帳・印鑑・キャッシュカードを管理しているのは誰？

親が管理していると、親の財産と考えられます。⇒ (対策) 子供が通帳・印鑑・キャッシュカードを管理する

③ お金を自由に使えるのは誰？

本当に贈与されたなら、子供が引き出すことを自由に決められるはずですが、親の許可がないと使えないなら、名義預金の可能性があります。 ⇒ (対策) 子供が自由に引き出した形跡がある

④ 贈与を受けた人は知っていた？

父が勝手に子供の口座を作り、「将来のためだから」と入金していただけ。子供は全く知らない。この場合は贈与が成立していない可能性があります。⇒ (対策) 入金の都度、贈与契約書を作る

⑤ 贈与契約書はある？

贈与契約書があると、「確かに贈与しました」という証拠になります。ただし、契約書があるだけでは十分ではありません。実際に管理も移っている必要があります。⇒ (対策) 入金の都度、贈与契約書を作る。子供が自分で通帳・印鑑・キャッシュカードを管理し、自由に引き出している形跡がある

⑥ 贈与税の申告をしている？

年間110万円を超える贈与など、贈与税の申告が必要なケースでは適切に申告しているかも判断材料になります。申告しているから必ず安心というわけではありませんが、贈与の実態を示す事情の一つになります。

⇒ (対策) 年間110万円を超える贈与など、申告が必要な場合は適切に贈与税の申告を行う

⑦ 相続が始まるまで親が自由に動かしていなかった？

相続税の調査では、「入出金履歴」「誰が操作していたか」「生活状況」なども確認されることがあります。親が自由に出し入れしていたなら、親の財産と考えられやすくなります。

⇒ (対策) 子供が自分で通帳・印鑑・キャッシュカードを管理し、自由に引き出している形跡がある

⑧ 毎年同じ日に同じ金額を贈与し続けている

例えば毎年100万円を機械的に贈与すると、「最初から1,000万円を10年で分けて渡す予定だった」と判断される可能性があります。⇒ (対策) 入金の都度、贈与契約書を作る

(3) まとめ

名義預金を解消するポイントは、次の3つです。

- ・「名義」と「実際の持ち主」を一致させる
- ・贈与した証拠(契約書・振込記録など)を残す
- ・受け取った人が自分で管理・自由に使える状態にする

【今月の経営格言】 会社の真の支配者は、お客様である
by 一倉定 (経営コンサルタント)

「一倉定の経営心得」より